

# 特定間伐等促進計画

愛知県新城市  
令和5年10月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、40,000ha（年平均4,000ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市森づくり基本計画を基に、令和3年度から令和12年度までの10年間で7,100ha（年平均710ha）の間伐を行うことを、本市特定間伐促進計画の目標とする。

また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

愛知県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の区域の範囲を別図のとおりとする。

## 3 特定間伐等の実施計画

(1)間伐、(2)造林、(3)その他間伐及び造林に関する事項、(4)作業路網、(5)その他の施設の実施計画については別紙のとおり。(6)事業実施箇所については別図のとおり。

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の促進に関すること。

森林の多面的機能を十全に発揮させるため、森林経営計画の策定を推進し、面的にまとまりのある一体としての路網の整備や、適切な伐採順序の決定を通じて、森林施業の効率性や森林の健全性を確保する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

人工林の健全化を推進するにあたり、森林資源のデータ整備を行うとともに、森林所有者の意向を踏まえた上で、計画的・戦略的な間伐等を施行するためのゾーニングを行い、その上で、所有者説明会（地域懇談会）等を開催し、効率的・効果的に施業を進められるよう、集約化施業を図る。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

高性能林業機械の導入や施業の集約化を推進する上で、現地に適合した路網の開設を積極的に推進するとともに、一時的な利用の施業路と継続的な利用の森林作業道の区分けを行い、継続的な利用の森林作業道については林道に編入、林道として再開設、既設森林作業道の連絡化等による路網のループ化により作業効率を高める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

森林のGISの活用、林業機械の遠隔操作、ドローン活用等のスマート林業を推進し、市内事業者の安全で効率的な林業経営を目指すと共に、森林資源情報を共有するなど、愛知県と一体となってICT化を進める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業等、造林や保育に係る低コスト化の手法や技術の導入に関する動向を注視し、適宜情報提供等を行うことで、低コスト化を図る。

## 6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

森林資源情報の共有をはじめ、ICTを活用したスマート林業を推進し、林業・木材産業の活性化につながる仕組みづくりとして、地域材の生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携強化を図る。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

地域材の生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者組織を愛知県と連携して発足させ、地域材を活用した製品開発、木製品の需要及び利用調査、広葉樹材の木材市場の開催、地域材や製品の展示、それらに関する情報提供や相談の一元化を図る。

## 7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

育成現場や木材生産現場等、林業の現場作業に従事する人材の育成を図る人材育成プログラムを、(財)豊川水源基金の助成事業として実施し、将来の担い手となる若手林業技術者の育成を図る。

また、愛知県が実施する林業労働者の確保・育成対策や、林野庁の補助を受けて全国森林組合連合会が実施する緑の雇用担い手対策等の人材育成事業を活用し、林業事業者の育成を図る。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合等による森林所有者向けの勉強会・講習会を開催するとともに、林業事業者に対しては、販路拡大や生産性向上等、将来を見据えた経営方法を学ぶ講習会や、SNSを活用した求職者に対するPR手法も学び、林業経営の拡大を図る。

## (1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
新城市	R5	愛知県	新城市	作手田代 字椿沢	2-1	3	スギ ヒノキ	63~66	1,005		搬出	335	33	3116 口	○	図面番号①
新城市	R5~ R6	愛知県	新城市	作手田代 字杜鵑沢	29-3	7	スギ ヒノキ	63~66	2,589		搬出	863	33	3116 イ	○	図面番号②
新城市	R5~ R7	愛知県	新城市	須長 字雁峰	3-18	15	スギ ヒノキ	37~98	4,851		搬出	1,617	33	1094 イ	○	図面番号③
新城市	R7~ R11	愛知県	新城市	徳定 字雁峰	3-25 他	14.2	スギ ヒノキ	56~99	4,260		搬出	1,420	33	1090 イ	○	図面番号④
新城市	R9	愛知県	新城市	横川 字北山	593-1	2	スギ ヒノキ	33~91	738		搬出	246	33	2148 イ	○	図面番号⑤
新城市	R9~ R11	愛知県	新城市	横川 字北山	593-1	9	スギ ヒノキ	59~75	3,321		搬出	1,107	33	2148 口	○	図面番号⑤
新城市	R5~ R7	愛知県	新城市	横川 字北山	593-1	3	スギ ヒノキ	49~76	1,107		搬出	369	33	2148 ハ	○	図面番号⑤
新城キッ コリーズ	R5	愛知県	新城市	井代 字中谷	36-1	0.11	ヒノキ	58	81		搬出	27	33	2157 ホ	○	図面番号⑥
新城キッ コリーズ	R5	愛知県	新城市	井代 字中谷	38	0.02	スギ	47	15		搬出	5	33	2157 ホ	○	図面番号⑥
新城キッ コリーズ	R5	愛知県	新城市	井代 字中谷	38-1 /39	0.11	スギ	104	142		搬出	47	33	2157 ホ	○	図面番号⑥
新城キッ コリーズ	R5	愛知県	新城市	井代 字中谷	40	0.37	スギ	104	481		搬出	159	33	2157 ホ	○	図面番号⑥

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。



(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種
				計画なし												

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村（郡）			
		計画なし				

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。



(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量 【単位】	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					
				計画なし						

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。